（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第三条　第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十三年九月十一日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第四条　第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）」とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第五条　第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十四年三月十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）